

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	有限会社ひまわりライフケアサポート福祉用具貸与事業所	
所在地	広島県尾道市久保二丁目15番17号	
提供可能サービス 及び介護保険事業所番号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	3471100606号
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	木曾 哲郎	0848-20-7630
サービス提供地域	尾道市、三原市（大和町を除く）、福山市	

2 事業所の職員体制等

職種	資格	常勤	非常勤	合計 (常勤換算)
管理者	介護福祉士	1		1
福祉用具専門相談員	介護福祉士 福祉用具専門相談員	1	3	4 (2.0)

3 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日から土曜日（但し、国民の祝日及び年末年始（12/31～1/3）を除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとします。

4 サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

ア 利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとします。介護保険を利用する場合は、原則として「介護保険負担割合証」に準じます。

ただし、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスまたは介護保険対象外のサービスは全額自己負担になります。

イ 利用料は1ヵ月単位としますが、開始月と終了月の扱いは次のとおりとします。

ただし、開始月と終了月が同じ月内に行われた場合は、1ヶ月分の全額の利用料金とします。

A 開始月の利用料金

- ① 契約日その月の15日以前：1ヶ月分の全額
- ② 契約日その月の16日以後：1ヶ月分の1/2の額

B 終了月の利用料金

- ① 解約日その月の15日以前：1ヶ月分の1/2の額
- ② 解約日その月の16日以後：1ヶ月分の全額

ウ 福祉用具の品目ごとの利用料金等は、事業所に備え付けてあるカタログ等に記載のとおりとなります。

(2) その他

- ア 交通費 通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）
- イ 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。
- A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。）
- B 現金払い（サービス提供時に毎回または月1回定められた日にお支払い願います）

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

当社職員がお伺いし、契約を締結した後サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に居宅介護支援事業所（若しくは地域包括支援センター）と相談の上、地域の他の事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者（介護認定を受けたご本人）が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者（介護保険給付でサービスを受けた方）の認定区分が非該当（自立）または要介護から要支援（若しくは要支援から要介護）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

6 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
（できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください）

全体窓口（連絡先）（電話）： 0848-20-7630

- (2) 福祉用具の貸与を開始した後でも、1週間以上の予告期間をおいて貸与契約の全部または一部を解約することができます。

7 当社のサービスの方針等

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立を助け、又介護者の介護負担を軽減することが出来るよう適切な福祉用具貸与による援助を行います。

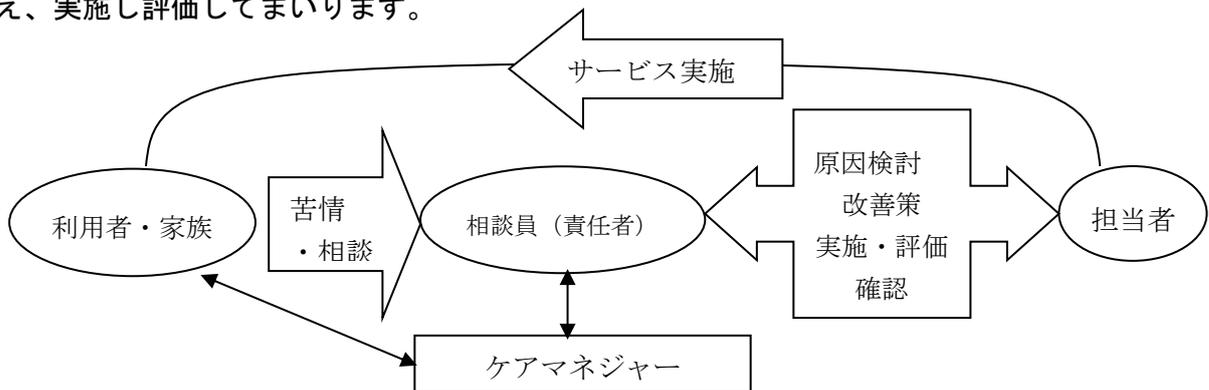
私たちは、ご利用者様の喜びが私たちの喜びだと思っています。多くの喜びを頂けるよう在宅でのお手伝いさせていただきます。

8 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談コーナー	電話番号	0848-20-7630
	FAX番号	0848-20-7636
	相談員（責任者）	木曾 哲郎
	対応時間	8:30 ~ 17:30

相談・苦情は相談員（責任者）が責任を持って対応します。いただいた苦情・相談について担当者と原因・対策を検討し、利用者や家族また介護支援専門員等と連絡を取りながら改善策を考え、実施し評価してまいります。



○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町 介護保険相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・尾道市 高齢者福祉課 介護保険係 所在地 尾道市久保一丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 ・福山市 介護保険課 所在地 福山市東桜町3番5号 電話番号 084-928-1166 ・三原市 高齢者福祉課 介護保険係 所在地 三原市港町三丁目5番1号 電話番号 0848-67-6240 <p>いずれも利用時間は、平日 8:30 ~ 17:15</p>
広島県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	<p>所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 利用時間 平日 8:30 ~ 17:15</p>

9 事故発生時の対応

利用者に対する福祉用具の貸与により事故が発生した場合、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（若しくは地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故記録を残し、再発防止に役立てます。事業活動包括保険普通保険に加入しています。



10 当社の概要

名称・法人種別	有限会社ひまわりライフケアサポート
代表者名	長坂 陽子
本社所在地 電話番号	広島県尾道市久保二丁目15番17号 0848-20-7630
業務の概要	平成12年1月設立 訪問入浴介護サービス、訪問介護送迎サービス、福祉用具貸与 福祉用具販売、おむつの宅配、住宅改修、ソフト開発、訪問看護 介護保険請求業務支援、居宅介護支援事業所、通所介護 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 賃貸住宅
事業所数	8カ所

令和 年 月 日

サービスの内容について、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 広島県尾道市久保二丁目15番17号

有限会社ひまわりライフケアサポート
事業所名 福祉用具貸与事業所

説明者 印

サービスの内容について、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人または立会人

住所

氏名 印